

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年12月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2300325 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2300070 号

第1 結論

請求者のA社における令和3年1月1日から同年6月1日までの期間の標準報酬月額を 18万円に訂正することが必要である。

令和3年1月から同年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年1月から同年5月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成11年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年9月1日から令和3年6月1日まで

令和2年9月1日からA社に勤務していたが、年金事務所に対して健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていなかった。A社は、令和5年7月31日（受付）に年金事務所に上記取得届を提出したが、請求期間については、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された賃金台帳及び労働条件通知書兼契約書により、請求者は、請求期間のうち令和3年1月1日から同年6月1日までの期間について、標準報酬月額 19万円に見合う報酬月額が支給され、18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、請求期間のうち令和3年1月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見

合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和 3 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 5 年 7 月 31 日（受付）に提出し、当該期間に係る保険料についても納付していないと認めていることから、年金事務所は、請求者の令和 3 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 月 1 日までの期間については、賃金台帳により、請求者は当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 1 月 1 日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300234 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300071 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 51 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 20 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 22 年 7 月 23 日から同年 8 月 9 日まで
③ 平成 26 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

請求期間①について、平成 20 年 9 月 29 日に契約社員として A 社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月 1 日とされている。また、請求期間②について、平成 22 年 7 月 23 日に派遣社員として B 社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 8 月 9 日とされている。同様に、請求期間③について、平成 26 年 7 月 1 日に派遣社員として C 社に入社したが、厚生年金保険の資格取得日が同年 8 月 1 日とされている。各請求期間について、厚生年金保険の資格取得日を各社の入社日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者の雇用保険の加入記録によると、A 社に係る資格取得日が平成 20 年 9 月 29 日であることから、請求者が当該期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、請求期間①当時、月の途中に入社した契約社員について、雇用保険の資格取得日は入社日とするが、厚生年金保険及び D 健康保険組合の資格取得日は翌月 1 日とする場合があった旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、同社において、請求者と同日の平成 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は 2 名いるが、この 2 名とも雇用保険の資格取得日は、請求者と同様に同年 10 月 1 日より前であることから、

同社では、必ずしも全ての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかつたことがうかがえる。

また、A社は、請求期間①当時、厚生年金保険及びD健康保険組合の資格取得日について同じ日を届出していた旨回答しており、同健康保険組合から提出された請求者の健康保険喪失・削除証明書によると、同健康保険組合に係る資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日（平成20年10月1日）と一致している。

さらに、A社は、保管期限経過のため、請求期間①当時の賃金台帳等の資料はなく、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

2 請求期間②について、請求者から提出されたB社に係る平成22年分給与所得の源泉徴収票には、就職日が平成22年7月23日と記載されている。

しかしながら、B社は、請求期間②当時、給与所得の源泉徴収票には派遣スタッフ登録を行った日が就職日として印字されることになっていた旨回答している一方、請求者について、平成22年7月23日に派遣スタッフ登録を行った後、同年8月9日付けで社会保険に加入する旨の手続を行ったという社内の記録があることから、同年7月23日から同年8月8日までは派遣登録のみの状態で、雇用契約はなく、就業は同年8月9日に開始されたと推測される旨回答している。

また、B社は、請求期間②当時、厚生年金保険、E健康保険組合及び雇用保険の資格取得日について同じ日を届出していた旨回答しており、同健康保険組合から提出された請求者の適用台帳によると、同健康保険組合に係る資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日（平成22年8月9日）と一致しており、請求者の同社に係る雇用保険の資格取得日も同日である。

なお、請求者の居住地を管轄するF市は、請求者は請求期間②を含む平成21年4月1日から平成22年8月9日まで国民健康保険に加入していた旨回答している。

さらに、B社は、保管期限経過のため、請求期間②当時の賃金台帳等の資料はなく、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨回答している。

加えて、前述の平成22年分給与所得の源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」は、請求者のB社における厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額から推定される厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

3 請求期間③について、請求者から提出されたC社に係る平成26年分給与所得の源泉徴収票に就職日が平成26年7月1日と記載されていること、請求者の同社に係る雇用保険の資格取得日が同日であること及び同社から提出された請求者の請求期間③に係る雇用契約書（兼）就業条件明示書（2014年（平成26年）6月24日付け）により、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C社は、請求期間③当時、厚生年金保険とG健康保険組合の資格取得日について同じ日を届出していた旨陳述しており、同社から提出された請求者の「厚生年金保険被保険者資格取得届」及び同健康保険組合に係る「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知

書」に記載された資格取得日は、いずれも平成 26 年 8 月 1 日である。

また、前述の雇用契約書（兼）就業条件明示書において、派遣期間及び雇用期間の欄に「2014 年 7 月 1 日～2014 年 7 月 31 日」、保険加入状況の欄に「健康保険：資格無、厚生年金：資格無、雇用保険：手続中」と記載されており、C 社は、請求期間③当時、派遣社員について、入社して最初の 1 か月は厚生年金保険及び健康保険組合には加入させない取扱いであった旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、同社において、請求者と同日の平成 26 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は 2 名いるが、この 2 名とも雇用保険の資格取得日は、請求者と同日の同年 7 月 1 日であることから、同社では、必ずしも全ての社員を入社と一緒に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C 社は、請求者は請求期間③において厚生年金保険に加入していなかったため、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

加えて、前述の平成 26 年分給与所得の源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」から、摘要欄に記載された前職分の社会保険料を差し引いた金額は、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額から推定される厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致することから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。